

宜野湾市国際交流協会  
会員規約

第1条. 会員の資格

会員とは、宜野湾市国際交流協会(以下「本協会」という)が定める会員規約(以下「本規約」という)を承認した上で入会をお申込みされ、宜野湾市国際交流協会が入会を承認した20歳以上の個人又は団体(各種法人、企業等)のことをいいます。

第2条. 本協会の目的

本協会は、宜野湾市民及び国際交流に関心のある個人や団体が諸外国の人々と交流するなかから、国際理解の促進、国際交流事業の円滑な運営を展開するとともに、市民及び会員の国際的視野と国際感覚の涵養を図り、世界平和と国際社会の繁栄に寄与することを目的として以下の事業を行っております。

- ① 国際交流に関する事業の企画、立案及び実地。
- ② 友好交流に関する調査、研究及び関係諸団体との連絡調整。
- ③ 姉妹都市、友好都市提携の趣旨の普及。
- ④ その他国際交流を推進するための必要な事業。

第3条. 会員の特典

会員は以下のような特典を受けることができます。

- ① 本協会が主催する語学講座やイベント等の会員価格での参加ができます。
- ② 団体会員は、所属する方々すべてが上記の特典を受けることができます
- ③ 他、本協会が発信する情報を受信することができます。

第4条. 会費

会員は、次の区分により、一口以上の会費をお支払いいただくものとさせていただきます。会費の有効期間は4月1日から翌年3月31日であり、期の途中から入会しても会費の変更はございません。また、会費は本協会が発行する請求書にもとづき、所定の銀行口座へ振り込むことにより完了するものといたします。

- 個人会費 年額 2,000 円 (一口)
- 団体会費 年額 5,000 円 (一口)

第5条. 会員資格の喪失

会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失するものといたします。

- ① 入会又は変更のお申込みに際し、虚偽の申告があったとき
- ② 本規約に違反し、本協会が会員として不適格であると判断したとき
- ③ 本協会の名誉を著しく損ねたとき

第6条. 退会

会員は随時、退会できるものといたしますが、期の途中で退会をされたとしても会費は返納いたしかねます。また、第4条の会費のお支払いが行われない場合、退会の意思と判断させていただきます、事務局で退会の処理を行います。

第7条. 会員情報の利用目的

ご入会に際しご登録いただいた会員情報は以下の目的にのみ利用するものといたします。

- ① 本協会が主催する事業のご案内
- ② 会費のお支払いに関するご案内
- ③ お問い合わせ、ご相談に対応するため
- ④ 本協会が実施するアンケート調査のため

#### 第8条. 会員情報の取り扱い

(ア) 会員の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等は、第7条に定める利用目的以外に利用いたしませんし、第三者へも提供いたしません。ただし、法令により認められる場合は、第三者に会員情報を提供することがあります。

(イ) 会員情報は、本協会事務局にて厳重に管理・保管し、本協会が定める時期に適切な方法により廃棄処分いたします。

(ウ) 会員の氏名・住所・電話番号等の変更・訂正または会員情報の開示・退会の申し出が会員本人よりあった場合は、所定の手続きに従ってご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な期間、妥当な範囲内で対応いたします。

#### 第9条. お問い合わせ

本規約、会員特典および会員情報の開示・訂正・退会等に関するお問い合わせ・ご相談は、下記の事務局までご連絡ください。

宜野湾市国際交流協会事務局（宜野湾市役所 企画部 市民協働推進課内）

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

Tel. 098-893-4411 Fax.098-892-7022

[gifea.office@gmail.com](mailto:gifea.office@gmail.com)